

令和8年2月20日

社会福祉法人虹のかけはし
理事長 辻田純三

当法人における不祥事件の発生について

この度、当法人に勤務していた職員が、当法人の金銭を着服していたという事案が発生いたしました。事案の概要、今後の再発防止策等につき、下記のとおりご報告申し上げます。

社会福祉法人として地域の福祉を担うべき存在でありながら、このような事態が発生したことを深く反省するとともに、利用者の皆様、ご家族の皆様、並びに市民の皆様方に多く迷惑と心配をお掛けしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事案の概要

経理業務に従事していた当法人の職員が、平成27年頃から令和5年3月頃まで、当法人の預金口座から現金を引き出す方法により、約1870万円を着服していました。

2. 当法人の対応

当法人は、会計事務所から会計処理について指摘を受けたことから、直ちに当法人内で弁護士も交えた上で、会計書類の精査や関係者に対する聞き取り調査等を実施し、同調査の結果を指導監督機関に報告しました。なお、当該職員は、令和7年8月10日付で懲戒解雇しております。

また、当該職員の行為が業務上横領に該当するものとして厳重な処罰を求めるため、令和7年9月には大阪府八尾警察署に刑事告訴を行い、令和8年2月17日付で大阪地方検察庁に書類送検されました。

3. 今後の取り組みについて

市民の皆様の利用料等を運営の財源とする当法人においてこのような不祥事を発生させた事實を重く受け止め、今後、不祥事の防止及び早期発見のための業務分掌・監視体制の見直し、研修等による役職員全員のコンプライアンス意識の啓発等の施策を講じ、再発防止及び市民の皆様からの信頼の回復のために、法人全体で取り組んで参ります。なお、当該職員の上記行為によって当法人の事業運営に支障は生じておらず、引き続き通常どおり各種サービスを提供しております。

また、上記事案によって当法人が負った損害については、当該職員に対する損害賠償請求等、可能な限りの回復に努めて参ります。

以上